

議第6号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月21日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「振鈴」の次に「その他の方法」を加える。

第9条中「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第26条中「行なう」を「行う」に改め、「書記をして」を削り、「報告させなければ」を「報告しなければ」に改める。

第59条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の3種とし」を「前2項に規定する採決の方法は」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

採決の方法は、起立、記名投票又は無記名投票とする。

2 前項に規定する投票による採決を行う場合は、押しボタン又は議長の定める札を用いるものとする。

第60条本文中「議長」を「前条の規定にかかわらず、議長」に、「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「起立の」を「起立、記名投票又は無記名投票による」に改める。

第61条の見出しを「（起立による採決）」に改め、同条第2項中「認定しがたいときまたは」を「認定し難いとき又は」に、「氏名点呼を行なう」を「記名投票又は無記名投票による方法で採決する」に改める。

第62条の見出しを「（記名投票又は無記名投票による採決）」に改め、同条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票する。

第63条中「記名投票または」を「札を用いた記名投票又は」に、「行なう」を「行う」に、「第30条第2項まで」を「第29条まで並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

第83条第1項中「文書」を「質問通告書」に改める。

第98条第2項中「速記法」を「録音その他の方法」に、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

提 案 理 由

新市庁舎への移転に伴い、押しボタンを用いる採決の方法を追加する等のため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（会議時間）

第8条（第1項省略）

2 会議の開始は、振鈴その他の方法で報知する。

（出席数の報告）

第9条 議長は、開議前に 着席議員数を報告しなければならない。
書記をして報告させなければ

（議員数報告）

第26条 議長は、投票により選挙を行うことを宣告したときは、 着
席議員数を報告しなければならない。
報告させなければ

（採決の方法）

第59条 採決の方法は、起立、記名投票又は無記名投票とする。

2 前項に規定する投票による採決を行う場合は、押しボタン又は議長の定める
札を用いるものとする。

3 前2項に規定する採決の方法は 、議長において適宜こ
採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の3種とし
れを用いる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、会議にはかり
討論を用いないで採決方法を決める。この採決方法は、起立による。

4
2（本文省略）

（簡易採決）

第60条 前条の規定にかかわらず、議長は、問題について異議の有無を会議に諮
議長
ることができる。異議がないと認めるときは、直ちに可決の旨を宣告する。
かる
ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は
起立、記名投票又は無記名投票による方法で採決しなければならない。

、起立の

（起立による採決）

（起立採決）

第61条（第1項省略）

2 議長が起立者の数を認定し難いとき又は 議長の宣告に対し、出席議員5
認定しがたいときまたは

人以上の異議があるときは、記名投票又は無記名投票による方法で採決するも氏名点呼を行なうのとする。

(記名投票又は無記名投票による採決)
(白票、青票)

第62条 押しボタンを用いた記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票する。

2 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は記名投票または白票を、否とする者は青票を投票する。

(選挙規定の準用)

第63条 札を用いた記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第25条から第29条まで並びに第30条第1項及び第2項の規定を準用する。

条第2項まで
(一般質問)

第83条 議案に関係のない市の一般事務に関し質問しようとする議員は、議長の定めた期間内に、質問の要旨を質問通告書で議長に提出しなければならない。
文書

(第2項省略)

(記載事項)

第98条 (第1項省略)

2 議事は、録音その他の方法によって記録する。
速記法

議第7号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

委員会は、これを傍聴することができる。

第13条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第13条の次に次の1条を加える。

（秘密会）

第13条の2 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

附 則

この条例は、令和2年5月25日から施行する。

提 案 理 由

新市庁舎への移転に伴い、委員会の傍聴の取扱いに関する規定を整備するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（傍聴の取扱い）

第13条 委員会は、これを傍聴することができる。
委員会は、議員のほか委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

（第2項省略）

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（秘密会）

第13条の2 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

議第 8 号議案

市長専決処分事項指定の件の一部改正

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）の一部を次のように改正する。

令和2年2月21日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

第1号中「300,000円」を「5,000,000円」に改め、「及び第5号」を削り、第2号中「民事訴訟法に基づく訴訟上」を「目的物の価額が5,000,000円以下」に、「第5号」を「第4号」に改め、第3号中「申立価額200,000円」を「目的物の価額が5,000,000円」に、「第5号」を「第4号」に改め、第4号を削り、第5号中「又は改良住宅」を「改良住宅又は更新住宅」に改め、同号を第4号とし、第6号イ中「3,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

提 案 理 由

訴えの提起、和解、民事調停及び損害賠償に係る上限額を改定するとともに、法令の改正等に伴い、当然必要となる条例等の改正を市長専決処分事項に指定する等のため、市長専決処分事項指定の件の一部を改正したいので提案する。

参 考

市長専決処分事項指定の件

(上段 改正案)
(下段 現 行)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するものほか、市長において専決処分にすることができる。

- (1) 訴訟物の価額が $\frac{5,000,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}}$ 以下の訴えの提起 (第 4 号 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ に規定するものを除く。) に関する事。こと。
- (2) 目的物の価額が 5,000,000 円以下 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ の和解 (第 4 号 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ に規定するものを除く。) 民事訴訟法に基づく訴訟上 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ に関する事。こと。
- (3) 目的物の価額が 5,000,000 円 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ 以下の民事調停 (第 4 号 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ に規定するものを除く $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ 申立価額 200,000 円 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$) に関する事。こと。

(4) 訴訟物の価額が 5,000,000 円以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起 (次号に規定するものを除く。) に関する事。こと。

(4) 市営住宅、改良住宅又は更新住宅の使用料の滞納があつた場合の使用料の
(5) 又は改良住宅
支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起 (支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限る。)、和解及び民事調停に関する事。こと。

(5) 次 $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定める事。こと。

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの

$\frac{5,000,000 \text{ 円}}{3,000,000 \text{ 円}}$

(7) 町区域等の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関する事。こと。

(6) (本文省略)

(8)

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関する事。こと。

「議第 6 号議案、議第 7 号議案及び議第 8 号議案」の取り扱い(案)

- | | | |
|---|--------------|-------------------|
| { | (1) 議第 6 号議案 | 横浜市会会議規則の一部改正 |
| | (2) 議第 7 号議案 | 横浜市会委員会条例の一部改正 |
| | (3) 議第 8 号議案 | 市長専決処分事項指定の件の一部改正 |

項 目		内 容
1	議 案 発 送	2月21日(金) 本会議席上配付
2	上 程 日	2月21日(金) の本会議
3	提案理由説明	省略
4	質 疑 ・ 討 論	通告に応じ実施 ※質疑通告締切・・・2月19日(水) 午後5時まで ※討論通告締切・・・2月20日(木) 午後5時まで
5	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・ 確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則(抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項(抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議(請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。